

## 平成24年度第1回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 日時

平成24年7月5日(木)午後2時から午後4時

### 第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室(新館2階)

### 第3 出席者

#### 1 委員(敬称略・五十音順)

今井幸子, 柿沼光子, 菊池正之, 近藤壽邦, 篠原礼, 高橋信正, 濱本啓子,  
早野俊明, 若度哲久, 和田祥一

#### 2 事務局

原茂敏(首席家庭裁判所調査官), 伴野幸子(首席書記官), 宇梶和子(次  
席家庭裁判所調査官), 宮城英夫(事務局長), 福永弘子(事務局次長), 竹  
内康人(総務課長), 大金恒雄(総務課課長補佐)

### 第4 議事

#### 1 新任委員の紹介及び自己紹介(和田委員, 近藤委員)

#### 2 所長挨拶

#### 3 事務局の紹介

#### 4 委員長を選任等

委員の互選により, 全会一致で近藤委員が委員長に選任された。

また, 委員長は, 委員の意見を聴いた上, 篠原委員を委員長職務代理者に指  
名した。

#### 5 DVDビデオ上映

最高裁判所作成のDVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすときに考  
えなければならないこと(ドラマ編)」の上映に先立ち, 事務局より, DVD  
ビデオの実際の利用場面等について説明を行った。

視聴後、委員等から次のような感想等が述べられた。

（発言者： 委員長， 委員）

このDVDビデオは、面会交流そのものについて説明しているのではなく、面会交流事件の当事者に対し、両親のはざまで子どもはこんな風に困っているということを伝えるために利用されている。

子どもが犠牲となっていて、嫌な気持ちであった。小さな子供が大人の気持ちを懸命に察しようとしていた。電車の踏切のシーンがあったが、一つ間違えば自殺をすることがあるかもしれない。また、非行に走る子もいると思う。ちょっと考えさせられた。

実際の離婚調停の場では、夫婦同士が熱くなっていて、夫婦間の争いで一杯一杯であるために子どもが置き去りになるときがある。現に調停委員をされている委員としては、どのように感じているか。

離婚当事者は、やはり自分の気持ちを優先していると思う。どこまで子どもの気持ちを考えてやっているのかと思うときがある。

DVDビデオでは、両親のせいで子供の性格が変わってきており、うつ状態も見られた。子どもが全然悪いわけではないので、子どもがいじらしかった。

## 6 面会交流についての意見交換等

事務局より、家裁における面会交流を巡る紛争の実情及び手続において苦くないしは工夫している点等について説明した後、委員等から次のような意見等が述べられた。

（発言者： 委員長， 委員， 事務局）

面会交流は、色々な場面で起こり得るものである。先ほどのDVDビデオでいえば、親のどちらかが離婚調停を申し立てて、まずは夫婦間で財産分与の話合いをして、それがまとまってきたら親権の話になり、そのときに面会交流の話になる。そうすると裁判所では、家裁調査官に家庭の状況とか子ども

もの意向を調査させた上で、合意に至るよう話し合いを進めていくことになる。

法律上、面会交流は民法第766条の「子の監護に関する事項」の中に含まれている。この条文は今年4月に改正され、父母の離婚時には面会交流の定めをしなさいということで明文化された。さらに、子どもの意向や意思、利益を尊重しなさいという規定となっているが、この趣旨は、来年1月施行の家事事件手続法も同様である。

子どもの意向を尊重するということが、年齢は関係あるのか。

面会交流で一番問題になるのは、やはり低い年齢のときである。

統計上では、面会交流事件は10歳以上になると極端に減っていることから、10歳未満のケースとなろう。

宇都宮管内の件数はどの程度か。

裁判所で面会交流が問題になるパターンは3つある。

1つ目は、夫婦関係調停事件が申し立てられた中で、親権者・監護者の指定、養育費の請求とともに面会交流が解決しなければならない争点として持ち上がってくる場合である。これについては、あくまで調停の中で取り上げられてくるものなので数値化するのが難しい。

2つ目は、人事訴訟手続の中で、子の観護に関する処分という形で付帯の申立てをしてくる場合である。平成23年に全国で終局した人事訴訟事件は10,593件で、このうち付帯処分の申立てが約7,000件あったが、このうち面会交流は1.3パーセント程度であった。人事訴訟事件においては、まずは夫婦間の離婚を求めてくるため、付帯処分でも面会交流まで求めようとするケースは少ないのが現状である。

3つ目は、別居中または離婚後に面会交流を求めるケースであり、面会交流事件として裁判所に申し立てられた事件となるので、これは統計上把握できるものである。これから申し上げるのはあくまで面会交流事件として裁判所に申し立てられた事件の件数であり、裁判所で面会交流が争点となつたす

すべての事件ではないことに注意していただきたい。

面会交流事件の新受件数であるが、平成19年と平成23年について全国の事件数を比較すると、平成19年が5,917件、平成23年が8,714件と増加傾向にある。宇都宮管内では、平成19年が83件、平成23年が113件となっている。

既済件数については、全国で、平成19年が5,600件、平成23年が8,190件となっている。

平均審理期間については、平成17年ころから長期化傾向にあり、平成23年の統計では約6か月かかっている。これは、期日や期日間で面会交流を試行的に行いながら調停を進めることがあるからではないかと思われる。

なお、先ほど子どもの年齢の話が出たが、年齢のピークは3歳から7歳となっている。

また、申立人別で見ると、平成19年と平成23年との比較では、母親申立てが1.1倍増であるのに対し、父親申立ては1.5倍増となっている。

どうして面会交流事件が増えてきているのか、調停委員をされていて何か感じているものはあるか。

自己主張をする当事者が増えてきている。親のほうで、面会交流というものが子どもにとって必要なものなのだとすることを分からないといけないと思う。ただ、それが親の意思なのか、その背後にいる祖父母の意思なのかが分からない時がある。

子どもの年齢は3歳から7歳が多いという話であったが、裁判所では、子どもの意思をどのように判断されているのか。

子どもの置かれている状況や反応を見ながら、子どもの心情的なものを把握するよう努めている。把握の方法は様々であり、最初は皆がどう考えているのかを書面でもらっている。そして、調停委員が双方の親から調停の席上で話を聴いて把握に努めるほか、さらには家裁調査官に動いてもらい、

言葉というものに限らず周りの情報から推し量るようにしている。

子どもから直接聴くわけではなく、両親や実際に監護している方から十分に話を聴いた上で子どもの意思を推測しているということである。そして、家裁調査官に現地に行ってもらったりして意向を把握してもらうこともあるが、家裁調査官のほうでは、実際にはどのように把握しているのか。

3歳くらいのお子さんの場合、確かに言葉のコミュニケーションは厳しいと思うが、5、6歳から上のお子さんであれば、一緒に絵を書いたり、絵本、人形あるいは箱庭などの道具を補助的に使いながら、言葉でも会話している。家裁調査官は、子どもの世界の中に親がどのように位置付けられているか、離れて暮らしている親御さんに対して心を閉ざした状態なのか否かを様々な手段で探り、子どもの気持ちを推し量るようにしている。子どもの生活歴、現在の生活状況、周りの家族や親御さんとの関係性などを過去に遡りながら聴いてみることで、非監護親と会わせても大丈夫かもしれないという場合であれば、面会交流の試行という形で裁判所の児童室に連れてきてもらい、遊ばせたりすることもある。

試行面接を実際に調停で使ってみた例はあるのか。

母親が親権者変更の申立てをしてきた際に、子どもが母親とどの程度馴染んでいるのかを試行面接により把握しようとしたケースがあった。面接は2回ほど行ったが、1回目は大丈夫だったものの、2回目は近くに父親がいることが分かってしまい駄目であった。予定していた時間よりも当事者が早めに来てしまうなど、試行面接の難しさを感じた。

事前のスケジュール調整とか、準備が大変だと感じている。それに、失敗すると後にも影響してくる。

試行面接に関し、統計的な数字は分かるか。

試行面接か否かということで統計はとっていない。家庭裁判所を使わなくても、当事者双方で相談をして、弁護士事務所内で会わせましょうというケ

ースもある。

面会交流については、私が当事者の代理人をしていたものは比較的うまくいっていたと思う。双方とも弁護士がついていれば、最初は弁護士を通して会う日を決めて、問題なければその後は当事者間でやってもらうこともできる。その一方で、子どもが親と祖父母の気持ちに配慮して会いたくないと言っていたケースもあった。

私がよく当事者に説明するのは、面会交流というのは一時的なものであって、いずれ子どもが大きくなれば自分の意思で連絡したり、会いに来ることもできるだろうから、無理に月1回会わせろということを強く求めないほうがよいと言っている。

先ほどのDVDビデオに関し、見せた後で面会交流はうまくいっているのか。

調停において、私自身はあまりこのDVDを活用したことがない。いつ、どの部屋で、どのような段階でDVDを見せたらよいのか、まだシステムが確立していないのではないか。

家裁調査官のほうでは、調停期日間に当事者に見せることもあるし、期日当日に調停が終わった後に残っていただいて見せることもある。また、期日中に調停室にポータブルDVDを持って行って見せることもある。

面会交流を妨げる事情に関し、子連れで再婚する人が増えてきているが再婚家庭の安定性というものは考慮されるのか。仮に考慮される場合、養子縁組をしている場合としていない場合とで違ってくると思うが、いかがか。

難しい問題だと思う。監護親が再婚をして、かつ、その子どもと新たな養子縁組をしたときには、養親と監護親との共同親権下になるが、若干趣は違う。子どもの年齢により、新たな家庭を円満にするために制限をしなければいけないかどうかは変わってくると思うが、新たな家庭が頓挫してしまうのは子の福祉を害することになるので、その観点からも考えることになる。

DVは、面会交流を妨げる事情ということによろしいか。

裁判所としては、監護親が絶対会わせたくないというときは、その理由を伺っている。DVなど具体的事情が上がってきて、確かに資料等からDVがあったと認められるときは、面会禁止とすべきであろう。

面会交流については、一般市民に周知されていることが大事だと思った。やはり一番の犠牲者は子どもであろう。

面会交流というのは誰の権利になるのか。

子どもの権利というのが多数説であろうが、どのように権利構成していくのか、難しいところである。

面会交流の周知についてはどうなっているのか。

裁判所のホームページに載せたり、市町村の窓口で面会交流の調停の申立てに関する記載のあるパンフレットを置かせてもらっている。ただ、積極広報まではやっていない。

子どもと親の関係というのは、心の通いが必要である。やはり、裁判所には離婚や親権に関して心のケアをしてあげることが必要ではないか。調停委員や家裁調査官もいるが、一般の方からするとその名前自体が堅苦しいし、法律用語や専門用語など理解できない言葉もたくさんある。そういう方に分かりやすく説明をするなど、心のケアをしてあげることが裁判所の中に入れてくれれば頼りになるのではないかと思う。

調停委員がそういう役目を果たしていると思うが、普段から心掛けていることはあるのか。

初回のときに、その方と気持ちが通じ合えるのかどうかだと思う。「この調停委員だったら話してもいいかな」と言われるような調停をやっていきたい。

色々な意見を出してもらったが、今日の意見などを取り入れていきたいと思う。時代の流れでこのような事件も多くなっており、家庭の変化もある中

で、家裁としても苦労しながらやっているところである。引き続き家裁委員会の運営に協力していただきたい。

7 次回のテーマ

「少年事件における教育的措置等」とする。

8 次回期日

平成24年12月19日(水)午後2時～4時

以上